

2026年2月

JISマーク表示認証製品製造工場
工 場 長 殿
品質管理責任者 殿

一般財団法人 日本塗料検査協会

産業標準化法による JIS 塗料屋外暴露試験の実施について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会をご支援且つご利用賜り、厚くお礼申し上げます。さて、JISに規定された塗料の屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性の開始時期が近づいて参りましたので、ご連絡申し上げるとともに、当協会に試験をご依頼くださいますようお願い申し上げます。

今回の実施は、試験開始の時期が2026年4月のものでありますので、別紙JIS塗料屋外暴露試験主要項目一覧表をご高覧の上、早めにご準備の上、ご依頼くださいますようお願い申し上げます。なお、ご依頼くださる場合には、下記事項にご同意いただき、試料をご準備の上、4月からの暴露開始に間に合うよう試料を3月13日までにお送り下さるようお願い申し上げます。

- (1) 屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性は、JISに規定された品質に対して適合性の判定を行います。この際、該当JISに不確かさの算定、試験結果への適用及び記載が規定されていない場合は、試験結果の合否判定に不確かさは適用せず、不確かさも記載いたしません。
※報告書に不確かさの記載をご希望の場合は、その旨検査依頼書にご記入ください。記入がない場合は、報告書に不確かさは記載いたしません。
- (2) 屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性で実施する耐候性試験の場所は、一般財団法人 日本ウエザリングテストセンター 銚子暴露試験場となります。

<屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性試験の必要性>

- (1) JIS塗料の屋外暴露耐候性及び防せい(錆)性は、同じ基準によって生産される現在及び将来の製品についての性能保証に関するものであり、認証製品ごとに、規定の生産期間ごとの製品品質を管理するために実施するものであります。また、この試験は製造業者で行うとともに、同じ製品を第三者試験機関(ISO/IEC17025に適合した試験機関)で試験を行うよう規定されており、その試験結果は産業標準化業務を行なう機関ではJIS認証製品の検査・管理の資料として活用されます。
- * 試験頻度、製品の種類及び色については、製品規格及びJIS K 5600-7-6 附属書1(規定)耐候試験の実施及び管理を参考ください。なお、参考として試験頻度については、別紙JIS塗料屋外暴露試験主要項目一覧表にその内容を掲載いたします。
- * 調色品等で見本品の用意がない場合等、ご不明な点がございましたら、東西支部の検査部までお問い合わせください。
- * ご依頼時には、塗料の希釈率、密度など塗装に必要な情報を検査依頼書にご記入ください。
- * 本試験の結果をJISマーク表示認証の変更届等にご利用いただく場合は、ご依頼時に製品の変更内容わかる資料をご提出ください。また、上記資料のトレーサビリティ確保のため、ロット番号等の記載をお願いいたします。
- (2) 屋外暴露耐候性又は防せい(錆)性試験を伴う製品の場合は、塗料のJISマーク表示認証申請書及び定期維持審査申請書提出の際にISO/IEC17025に適合した試験機関の試験結果が必要となります。また、複数の認証製品を登録する(されている)場合及び複数の調色製品を製造する(されている)場合は、試験する製品、色及び試験頻度にご注意をお願いします。

また、ご依頼の数量に応じて、「返却費用」及び「廃棄費用」を試験手数料とは別に申し受けますのでご了承くださいませ。まずはご連絡かたがたお願ひまで。

敬具

東支部連絡先：0466-27-1121
西支部連絡先：072-866-0600